平成２８年度
高松市農業委員会臨時総会
議　事　録

平成２８年１１月１日開会

高松市農業委員会

平成28年度高松市農業委員会臨時総会議事録

開催日時　　平成28年11月１日（火）午前10時開会

開催場所　　香川県農業協同組合高松市中央一宮支店　２階　会議室

出席委員　35人

１番　三笠　輝彦　（会長）
２番　竹内　俊彦
４番　田井　天久
６番　河瀬　和一
７番　佃　　俊子
８番　上砂　正義
９番　十河　善則
10番　南原　　勉
11番　平賀　文之
13番　木村　保夫
16番　髙砂　清一　（農地部会長）
17番　横井　　豊
18番　森口　憲司
20番　三好　義光　（農政部会長職務代理者）
21番　川田　之治
22番　上原　　勉
23番　能祖　壽一　（会長職務代理者第１）
24番　岡野上盛雄
25番　赤松　貞□
26番　宮野　惠基　（農政部会長）
28番　河北　初雄
29番　矢島　國雄
30番　冨本　正樹
33番　花澤　　均
34番　湊　　敏好
35番　原田　和幸
36番　兎子尾紀夫　（会長職務代理者第２）
37番　久保　宣仁
38番　小早川數市

39番　山地　宏美
41番　廣瀬　吉俊
43番　宮武　正明
44番　森西　征二
45番　古川　浩平
47番　谷口　勝幸　（農地部会長職務代理者）

欠席委員　11人
３番　片山　久男
５番　佐竹　博巳
12番　谷口　辰男
14番　妻鹿　常男
15番　小山　　智
27番　橋本　　修
31番　中名　良竹
32番　妹尾　嘉起
40番　落合　隆夫
42番　羽田　剛
46番　藤原　正雄

農業委員会事務局出席者
事　務　局　長　　川西　好春
（農政課長事務取扱）
農 政 課 長 補 佐　　大井　昌和
（農政管理係長事務取扱）
農　地　係　長　　多田　利浩
主　任　主　事　　柞原　佳子

議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等について

大井農政課長補佐　お待たせいたしました。

本日の、出席委員は35名でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、ただ今から平成28年度高松市農業委員会臨時総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申しあげます。

三笠会長　皆さん、おはようございます。早朝から御当地一宮までありがとうございます。朝夕めっきり涼しくなってまいりました。気候の変動とともに体調の変化も現れる時でございますが、何か今年は、風邪をひくと長いような感じがいたします。皆さん、そうおっしゃっておるんですが、充分、時候の変わり目でございますので、お体を御自愛いただきたいと思います。

本日は平成 28 年度高松市農業委員会臨時総会の御案内をさせていただきました。皆様には、大変御多忙のところではございますが、35 名の御出席をちょうだいいたしまして、誠にありがとうございます。

皆さん、新聞等で御存じのように、ＴＰＰの承認案につきまして、今日の新聞では、４日に衆議院で可決のようなことが言われております。論議は論議として、しっかりしていただくというのが我々の強い願いでございますが、いずれにいたしましても、聖域の確保、食の安全の確保がしっかり叫ばれておりますし、国会においても議論されておるところでございますが、それぞれの 12 か国の合意内容ということにつきまして、それはそれとして、尊重しなければならないですが、十分な合意内容の検証、そして、我々農家の不安をしっかり払拭されるような、丁寧な審議が必要ではないかというふうに思っております。４日に可決されるようではございますが、それ以後においても、十分これらの内容を精査しながら、私ども、高松市農業委員会、また、高松市の農政に対して、しっかりとそれらが適応できるようなこれからの将来の農政の在り方ということが非常に重要な課題になってくるだろうと思います。

そういう中で、昨年２月 13 日、農林水産業・地域の活力創造本部において決定されました農業委員会制度改革については、昨年の９月に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律として公布され、本年４月１日から施行されております。

高松市農業委員会におきましては、来年の７月 20 日に新体制へ移行されるわけでございます。

しかし、この度の制度改正による農業委員会組織の真価は、これから問われることになります。まさに、勝負は今後の活動のあり方にかかっていると言っても過言ではないんではないかというふうに思っている次第でございます。

皆様、今までも、しっかり説明を受けているだろうと思いますが、この中で、農業委員会の必須業務となりました農地利用の最適化、これは、後ほど、事務局から改正農業委員会法の中で説明いただけますが、最適化に向けての担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に私ども、農業委員会に課せられ

た取組、最重要の課題であると思っておりますし、また、その推進に当たっては、農業委員会の体制を強化するため､区域ごとに新たに農地利用最適化推進委員を委嘱し、農業委員と二人三脚の取組を推進していくこととなっております。農業委員さんについても、今までの公選制からこれから候補者の推薦・募集を前提とした市長による任命制となるなかで、その過半を認定農業者とし、女性や青年の登用も着実に進めていくことが求められております。

高松市農業委員会も、この制度改正に的確に対応するため、農業委員・推進委員組織検討部会を立ち上げ、今まで４回にわたり議論を積み重ねてまいりました。

本日は、その検討部会において取りまとめました農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等の（案）についてお示ししますので、御審議をいただき、農業委員会としての決定を賜りますよう、よろしくお願い申しあげる次第でございます。

いずれにしましても、農業委員会組織は、新たな制度のもとで、地域農業の牽引役の自覚を持ち、意欲ある担い手を確保し、食料自給率向上のための優良農地の確保と集積を進めることで農業・農村の発展を図る取組を、組織一丸となって進め、農業者の期待に応えていく必要がありますので、委員皆様方におかれましては、何分の御理解、御協力を賜りたいと思います。本日の会が意義ある会となりますよう、よろしくお願い申しあげまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

大井農政課長補佐　ありがとうございました。

本日の議事運営につきましては、高松市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が当たることになっております。

これ以降の議事運営につきましては、三笠会長において進行をよろしくお願いいたします。

三笠会長（議長）　ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、本日の議事運営は会長が当たるということでございますので、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきます。皆様方には御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、日程第１　議事録署名委員の指名についてでございますが、慣例に従いまして、私から指名することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、議席番号２番竹内俊彦委員さんと、議席番号43番　宮武正明委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、日程第２に入ります。

議案第１号　農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

川西事務局長　私の方から説明させていただきますけれども､先にお送りしました、資料等について再確認をしていただきたいと思います。

５ページものの議案第１号、　農業委員・農地利用最適化推進委員の定数（案）資料１、農業委員と農地利用最適化推進委員の選出手続きの流れ　資料１の２、次に、平成27年度高松市地域農業再生協議会地区水田部会リスト　資料２、字は小さいんですけれども、認定農業者名簿　資料３、農業委員会法改正の概要　資料４、最後にＡ３の１枚ものの中核市農業委員会の状況　資料５そろっておりますでしょうか。

それでは､農業委員･農地利用最適化推進委員等の定数等に関係するものとして、資料４　農業委員会法改正の概要ということで、今日の議題になっているところを説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料４の１ページをお開きください。

先ほど、三笠会長さんから農地利用の最適化、これが重要な業務になるということで、１ページの一番上の端なんですけれども、今回の改正で農地等利用の最適化の推進に重点化ということで、１として農地等利用の最適化の推進は改正法で必須業務に位置付けられたということになっております。改正前と改正後なんですけれども、改正前①農地法等によりその権限に属させた事項、皆さんが、地区部会で審議していただいております関係です。転用、３条、そういう関係は必須業務です。今までの、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、これは今まで、農業委員さん、ずっとされてきました。ただし、これは任意業務だったんですけれども、この部分が法改正で必須業務になったということで、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、この３つを農地等利用の最適化というふうに位置付けられております。

次に、２ページをお開き願います。一番上のタイトルですけれども、農業委員と農地利用最適化推進委員、以下推進委員と言いますけれども、定数ということで、その下の黒塗り白文字の所なんですけれども、１として、農業委員の定数は、農業者の数、農地面積等を考慮して政令で定める基準に従い条例で定める。２として、推進委員さんも同じなんですけれども、推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用、農地等の利用の効率化・高度化の状況等を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定める、この政令で定めた基準として矢印が下に伸びておりまして、１が農業委員さん、２が推進委員さんということで、まず１ですけれども､①として推進委員を設置する農業委員会は､総会を機動的に開催できるよう、現行の定数の半分程度､②として､推進委員を設置しない農業委員会は､※印が入っていますけれども、農業委員が推進委員の業務も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数ということで、推進委員を設置しなくてもよい市町は、どんな所かということで、※印の所ですけれども、アとして市町区域ないの遊休農地率が１パーセント

以下で、かつ、担い手に対する農地の集積率が70パーセント以上の市町は推進委員を置かなくていい、イと言うのは、農業委員会の設置義務がない市町です。ア若しくはイに該当する場合は、設置しなくてもいいということで、四角の表の下ですけれども、※印の所を見ていただきたいと思います。高松市ということで、高松市の現況を載せてあります。遊休農地率1.94パーセント、農地の集積率17.6パーセント、平成27年１月１日現在の農業者数14,291人、農地面積が8,252ヘクタールということで、推進委員を設置しなくていい遊休農地率１パーセント以下、集積率70パーセント以上という数字が出ていますけれども、これには、該当しないということで、推進委員は絶対に委嘱しなければならないことになっております。

次に、農業者数と農地面積、これを四角の表に当てはめますと、一番下の（３）10アール以上耕作する農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会、ここに高松市は該当します。なお、かつ推進委員を委嘱しなければなりませんので、法令の上限は24人というふうになっています。

次に、その下の２ですけれども、推進委員の定数の上限は、現場における農地利用の最適化の推進のための活動が支障なく行えるよう、市町区域内の農地面積の100ヘクタールに１人の割合で推進委員を配置できる、かっこの中ですけれども端数を生じたときは切り上げになっておりまして、先ほど、農地面積8,252ヘクタール、100ヘクタールに１人ですから、切り上げということで上限は83人というふうになっております。

次に、３ページを御覧ください。タイトルですけれども、農業委員の過半は認定農業者であるとの原則とその例外等とになっております。それで、見にくいですけれども、黒塗りの黒かっこの白抜き文字なんですけれども、市町長の任命に際し、認定農業者、かっこの中の個人の認定農業者は分かります、法人の役職員、この法人の役職員というのは、認定農業者である法人の用務を執行する役員又は当該法人の行う農作業の事業に関する権限及び責任を有する個人ということになっておりますが、農業委員の過半数を占めるようにしなければならない。義務規定です。

その後、ただし書きとして、ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでないということで矢印が出ておりまして、農林水産省令で定めた基準というのがございまして、一番上の端の１区域内の認定農業者数が、委員の定数の８倍を下回る場合は、例外規定として下のＡ、Ｂ、Ｃが設けられています。矢印が出て、右の端の欄外の下の方に高松市の状況を載せております。

上限の24人を取った場合を想定して24かける８と、８倍ですから192人と、本市は、認定農業者308人、この時点でいますので、８倍は言うに上回っているという状況なので、例外規定がございませんので、農業委員の過半は絶対に認定農業者でなければならないというふうになっております。次に四角の黒塗りの所なんですけれども、１、２とございまして、１として市町長の任命に際し、委員会の所掌事項に利害関

係を有しない者が含まれるようにしなければならない。義務規定となっております。２として市町長の任命に際し、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。これは努力規定になっております。

その下に矢印が引っ張っておりまして、上の黒丸ですけれども、農業者以外の者で中立的な立場で判断できる者を１人以上は、必ず農業委員に入れること。義務規定になっております。中立的な立場で判断できる者として、国が示しているのは、行政書士、土地家屋調査士、司法書士、弁護士という士業とか、学校の先生、教諭、商工会議所の役員等です。まだ他にもあるんですけれども、国はそういう示し方を示しております。後、下の黒丸ですけれども、女性・青年も積極的に登用するということで、先ほどの２の努力規定ということになっております。

次に、４ページをお願いします。タイトルが農業委員と推進委員の選出方法ということで、黒抜きの所ですが、１・２・３とございまして、１　農業委員は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。つまりは、推薦を求めるとともに、手上げ方式で応募していただく、こういうことになっております。

次に、２です。推進委員さんも全く農業委員さんと同じなんですけれども、違うのは、推進委員が担当する区域を単位としているということで、農業委員会が予め、推進委員さんがこの地区を担当するんですということを定めなければならないことになっております。後の推薦候補は、農業委員さんと全く同じです。一番最後の３ですけれども、農林水産省令で定めるところにより、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならないことになっております。

後、省令で細かい基準が、１・２・３・４となっております。大事な所を申しあげますと１　推薦・公募の所ですけれども、①農業委員と推進委員の推薦・公募は同時に実施できるほか、農業委員と推進委員の両方の候補者になることができるということで、なれるのではなくて、なることができるということでございます。

②推進委員は、複数の区域について同時に候補者になることができるというふうになっております。後、一番下の４ですけれども、候補者が定数を超えた場合ということで、市町長又は農業委員会は、候補者が定数を超えた場合には、関係者からの意見聴取など公平性・透明性を確保するための処置が必要というふうになっております。ちょっと飛んでいただいて、議案に関係する所６ページをお願いします。部会の設置ということで本市で言いますと、農地部会とか農政部会、こういう部会のことを指していますけれども、黒抜きの中の１と２でございまして、まず、１ですけれども農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。ただし、部会の農業委員の構成は、認定農業者が部会の委員の過半数を占めること、農業者以外の者で中立的な立場で判断できる者が１名以上含まれること。

先ほどの農業委員会の構成と全く同じです。

２として、部会の委員の定数は、条例で定めるということで、省令で定めた基準というのが定数に関わってくる下の所ですけれども、部会は、農業委員会の区域の一部に係る事務を処理するものとして一又は二以上置くことができる。部会の区域が農業委員会の区域の全部となる場合は、委員はいずれかの部会の委員にならなければならないということで、部会は、仮に設置すれば、本市の一部に関わる事務を処理することになります。想定されるのは、留意点として下矢印にあるんですけれども、旧法のような農地部会、農政部会は設置できず、広域合併して、一部分について部会を設置して、業務全般をやるという場合にのみ部会を設置することができるのであって、香川県、当然ながら本市においても部会の設置は想定していません。以上が、今日の議案に係る説明でございます。

次に、議案第１号の説明に移らさせていただきます。議案第１号と資料１の案を御覧になっていただきたいと思います。

まず、農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等について、１として農業委員、（１）定数ですけれども、現行は、公選委員40人、選任委員７人、合計47人ですが、改正後は、説明の中で上限は24人であると、うち、認定農業者が過半ということで12人ではなく、13人以上必要ということで、組織検討部会の中では、上限一杯の24人と、うち認定農業者は過半の13人以上ということで決定を見ております。

（２）、（３）をとばして（４）の所を見てください。利害関係を有しない者が絶対１人以上含まれなければならないという説明をさせていただきましたが、国が示しているのが士業・教諭・商工会議所役員等が１人以上ということなんですけれども、本市においては、地産地消・食農教育、こういう業務は非常に大事でありまして、高松市消費者団体連絡協議会の役員１人ということで決定を見ております。ちなみに、消費者団体連絡協議会の会長さんは川島の橋田行子さんになっております。

上に戻っていただいて（３）推薦団体及び人数ですけれども、現行は、公選委員は各区域ごとに推薦されておりまして40人、選任委員は農協１人、共済１人、土地改良区１人、市議会から学識経験者として４人というふうになっております。改正後は、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者ということで、高松市地域農業再生協議会の地域組織でございます地区水田部会から21人、農業共済から１人、土地改良区から１人、計23人と、先ほどの（４）を加えて24人というような考え方をしております。

（２）に戻って、地区及び所属区域の定数割りということで、現行が選挙区ごとの委員定数になっております。かっこ書きは選任委員さんを入れております。第１区から第７区まで合計公選農業委員さん40人、選任委員さんが７人というふうになっております。改正後ですけれども、法令では規定はできません。地区とか所属区域の定数は決められません。しかし、内規により決定可能ということで、１つの地区

の中でたくさん出て来るというのは、偏りができます。偏りを防ぐために設定する方が望ましいということで設定しております。

下線部分ですけれども現行の地区、地区というのは、第１地区から第７地区まで、この地区を指します。所属区域、この所属区域というのは、例えて言いますと、第１地区でしたら鶴尾・太田・仏生山これを所属区域というふうにされています。このうち、第４地区を香川町と塩江町で構成し、直近３カ年における１年間の平均農地法第３条・第４条・第５条許可件数と農地面積で比例配分したのが、資料の１にあります。

かっこの中ですけれども、個別推薦団体及び推薦人数を農業共済１人、土地改良区１人、利害関係を有しない団体１人の計３人とし、この３人の方は、どこの地区から出てくるか、分かりません。ということで、残りの21人を比例配分しております。これが、資料１でございます。

資料１を御覧になっていただけますでしょうか。真ん中から右なんですけれども、農業委員・推進委員の合計定数の一番下の端、76という数字が入っております。これを先ほど言いました許可件数と農地面積の割合で比例配分した数字が第１地区11から第７地区10までの合計76人です。

その後の農業委員さん、先ほど21人と言いました第１地区から第７地区までの21人を比例配分した数字が、そこに入っています。推進委員さんも全く同じ考え方で、これは後で説明いたしますので、農業委員さんは、こういった比例配分をしています。

次に、２ページをお願いします。２として農地利用最適化推進委員・新設ですけれども、この考え方なんですけれども（１）定数です。先ほどの説明でございました上限は83人になっております。農地面積100ヘクタール当たり１人の割合で、上限83人、本市においては、推進委員さんの定数を55人というふうな設定をしております。

55人の考え方ですけれども、毎年約60ヘクタールの面積が転用されております。ということで、一回り、概ね12年後の農地面積がどうなるかということで見る必要があります。60ヘクタールに12年をかけたものを引きまして、この様にならないのが一番いいんですけれども、7,532ヘクタールくらいになるのではないのかというのを考える必要がありまして、農業委員さんと推進委員さんの合計は76人と考えております。かっこの中ですけれども、地区水田部会から推薦される農業委員さんは21人、個別推薦団体から推薦される農業委員さん３人は、どこから出てくるのか分かりません。ということで76引く21ということで55人というふうな考え方をしております。

その下（２）です。地区及び所属区域の定数割りということで法令に規定されておりまして、地区及び所属区域は農業委員会規程により、設定する必要がございます。

地区及び所属区域については、農業委員さんと同じような考え方をするということで、資料１の一番右の端ですけれども推進委員定数55人を農業委員さんと全く同じように、直近３カ年における１年間の平均農地法３条・４条・５条許可件数及び農地面積で比例配分しております。一番右の端で第１地区が８人、そして、第７地区が７人、計55人を比例配分したものが、この数字になっております。

その下の（３）です。推薦団体ですけれども、これも農業委員さんと同じく、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者ということになっております。本市においては、高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会を推薦団体と考えております。

その下の３です。透明性を確保するため、候補者の決定機関の設置ということで、新設となっております。国の参考例ということで、農業委員候補者評価委員会というのを、国が示しております。①として、委員の構成は市の局課長、農業委員会会長、事務局長等、②として、推薦・募集のあった候補者の活動歴等の審査や、必要に応じて実施する面談により評価を行い、市長に報告ということで、定数を超えて応募してくる場合が、当然考えられます。手上げ方式で応募してくる方がいらっしゃるから、こういう定数を超えた場合は、透明性を確保するための決定機関が絶対必要であるということで、本市においては、農業委員・推進委員組織検討部会の委員さん14名、これに認定農業者が過半を占めなければならないということで、認定農業者の所掌事務を扱っています農林水産課長を加えた高松市農業委員等候補者評価委員会、現時点では仮称ですが設置することになります。※印ですけれども、農業委員（個別推薦団体から推薦される農業委員３人は除く）と推進委員の両方の候補者になれるよう推薦してもらい、応募の場合はそうはいかないですけれども、仮称であります本委員会で農業委員・推進委員の候補者を決定する。この評価委員会で、この方は農業委員さん、この方は推進委員さんと決定していくというような考え方でございます。

次に、４ですけれども、部会の設置です。現行は農地部会・農政部会というのがありますけれども、改正後は、先ほど説明しましたとおり農地部会・農政部会は設置できません。ということで、本市におきましては、部会は設置しないということで、意思決定機関は総会。総会というのは毎月あります農地部会に替わる定例総会。それと通常総会になります。後、何があるか分かりませんので臨時総会。こういう会が意思決定機関になります。

次に、その下にありますけれど、農地特別部会。現行ですけれども農地部会の前段で、第１種農地の事業物、2,000平方メートル以上の転用事案。これについては、香川県農業会議の意見聴取がございます。この案件については、現在、髙砂農地部会長と農地部会の委員さん３人、計４人。３人の委員さんは輪番制ということで、４人で農地特別部会を実施しております。

改正後ですけれども、会長職務代理者２人を置いて、会長職務代理者２人は毎月

交代制。つまりは、農地部会長に替わる職ということで、交代制で委員３人は現行どおり、輪番制で実施するという考え方でございます。

次に５、地区部会です。現行、御存じのとおり選挙区イコール地区部会という考え方をしておりまして、７地区部会制を執っております。改正後ですけれども、農地転用事案、その他の事案も含めて、地区部会で事前審査をしていただくというのは、非常に大事だと思っており、重要な会だと思っております。ということで現在の７地区部会制は存続で、なおかつ、農業委員さん、推進委員さん、全く同じ業務を扱っていただく。ただし、推進委員さんは、定例総会・臨時総会で議決権はございませんので、その会だけは出席はしないんですけれども、後は農業委員さんと全く同じですから、７地区部会制は存続して、農業委員さん・推進委員さんで構成していただく。転用事案・３条事案についても推進委員さんも出ていただくという考え方をしております。農業委員さんはもちろんですが、推進委員さんも同じ業務をしてもらうということです。

６の役員会です。現行は会長及び会長職務代理者、農地部会長、農政部会長及び両部会長職務代理者、各７地区から１人出て来るような形で、役員会は想定しております。

改正後は、部会を設置しないということで、会長１人、会長職務代理者２人及び地区部会長（会長及び会長職務代理者が選出されていない地区の農業委員さん４人）ということで、現在と同じ７人で役員会は構成していくという考えです。７ですけれども農業委員と推進委員の報酬額です。55人という数字をお示ししましたが、予算措置というのが非常に重要になってきます。現行ですけれども、ここに載っているとおり委員さん42人に対し月額40,000円です。改正後、会長１人、会長職務代理者２人、部会長はいなくなって、委員さんが21人ということで、月額40,000円は変更なしということにしております。推進委員さんですけれども、55人、月額35,000円。新設ということになっておりまして、35,000円の考え方ですけれども、四国県都三市に比べて、申し訳ございませんが農業委員さんの報酬は他に比べて低いです。本当は上げないといけないと思っております。しかし、委員さん月額40,000円は変更ないということで、推進委員さんは総会及び農地特別部会に出席しないため、農業委員さんより費用弁償額相当月額5,000円ですけれども減額しております。

８なんですけれども他市の状況ということで、４月１日移行された（１）東かがわ市。４ページですが、変わったところだけを言いますと、農業委員さんですけれども、法令の上限が19人のところが17人、推進委員さんが上限が20人のところを16人。報酬ですけれども、ここは年額報酬制を取っておりますから、月額に直しますと農業委員さんは、月額20,000円です。改正後も変更はございません。推進委員さんの報酬は月額に直しますと、15,000円になりまして、5,000円の差を付けています。

（２）三豊市ですけれども、農業委員さんは上限一杯の24人。推進委員さん。これは本市と同じで上限が83人のところを68人。農業委員さんの報酬ですけれども改

正後は4,000円減額の月額22,000円。推進委員さんの報酬は月額14,000円と、ここは8,000円の差を付けています。

（３）観音寺市ですけれども、農業委員さんですけれども、改正後のところを見ていただくと19人と上限一杯取っています。推進委員さんですけれども、上限33人のところを29人を取っています。報酬額ですけれども、年額制を取っているので、月額に直しますと、農業委員さんは月額21,000円。ただし別途加算措置として、報酬ではなくて、報償費という形で月額3,500円かける２回を合わせると月額28,000円になります。推進委員さんの月額は14,000円。ただし、報償費として月額3,500円かける４回ですから報償費を足すと農業委員さんと推進委員さんは月額28,000円と同額になっております。

（４）ですけれども他の四国県都の三市の状況を載せております。ただ三市については、本市と一緒で来年の７月20日に移行されることから現在、条例改正をする中での検討段階になっております。まず、アとして松山市ですけれども、農業委員さんは高松市と同じで上限が24人ですけれども上限一杯ということになっております。

５ページをお願いします。推進委員さんですけれども上限が91人。松山市は田畑を比較しますと畑、みかん畑が多くございます。畑が多いんですけれども、上限91人という数字が出ていますけれども、現在の松山市さんの農業委員さんは48人ですから、この48人を半分ずつで割ったような形になっております。ですから、現在の農業委員さんと推進委員さんを足しても変わらないということです。農業委員さんの報酬ですけれども改正後も月額41,500円。推進委員さんの報酬も月額41,500円同額です。松山市は、現行と財源措置は同じという考え方をしておると思われます。一般財源で増えるようなことはないという考え方だと思われます。

イとして高知市ですけれども、農業委員数ですけれども、改正後は上限一杯の19人。推進委員数は上限が41人のところを32人。農業委員さんの報酬ですけれども改正後も月額52,500円。これはどうやら高いということで、他の松山・高松・徳島市から見て高いということで下げる方向で検討中でございます。推進委員の報酬として月額45,000円。

最後に、ウ徳島市ですけれども、農業委員数ですけれども改正後は、法令の上限一杯の19人。推進委員数は上限30人のところを18人。農業委員さんの報酬ですけれども現在月額44,500円のところを下げるということで、改正後は40,000円。推進委員さんの報酬は月額35,000円ということで高松市と同じような形で検討されております。

最後の９参考資料ですが、先ほどお示ししましたものでございます。

次に、Ａ４の資料１―２を御覧ください。

農業委員と農地利用最適化推進委員の選出手続きの流れです。今日がスタートとしたら最終が７月19日までが現在の農業委員さんの任期ということで、来年の７月

20日から新体制に移行されるということで、最後が７月20日というフロー図にしております。今月の11月末までに地域水田部会長会の開催ということで、その下、35地域があるんですけれども、35の水田部会長のうち、農業委員さんでない方が12名ほどおります。この方は、こういう法令の体制を御存じないですから、そういう説明をしなければならないということで地域水田部会長に農業委員会組織・制度改正の概要等の説明をしたい。また、農業共済・土地改良区・消費者団体、この三団体についても、同じように、この体制の概要の説明をしたいと考えておりまして、これを11月末までにやりたいということでございます。

次、そのとなりですけど、12月末までということで、12月定例市議会で農業委員・推進委員の定数条例の制定、また、報酬条例の一部改正があるんですけれども、定例市議会でお願いする運びになっております。その下ですけれども、地域ごとの定数配分を決定していただく。

資料１の縦の表を見ていただけますでしょうか。農業委員・推進委員の合計定数が真ん中に入っておりまして、地区の定数がそれぞれ入っております。第１地区が11から第７地区が10まで、計76というようなことが出ております。

各地区部会において、かっこ書きですけれども、地域水田部会と協議の上、地域ごと、地域というのは第１地区で言いますと、旧市・女木・男木・鶴尾・太田・仏生山・多肥・一宮、こういう地域ごとの農業委員・推進委員の合計の定数配分を決定していただくということで、真ん中の農業委員・推進委員の合計定数第１地区11人を地域ごとにどういうふうに配分していただくか、地域水田部会と協議の上、12月末までに決定していただきたいということで、先ほど、農業委員さん・推進委員さん両方になれるようにということで、決定していただくのが合計の定数。真ん中の欄でございます。農業委員さん・推進委員さんの定数は参考で入れております。これを目安として決めていただくということになっております。

次に、矢印２月末までということで、推薦・公募の募集要領作成ということにしております。ここでは、地域水田部会長会を開催して、農業委員と推進委員の選出方法等の説明をいたします。２月末までに定数配分を決定しましたこの定数で、推薦をしてくださいというお願いになります。なおかつ、３月末までには、今度は公募の関係もございますので、市ホームページ・広報たかまつ掲載及び地域水田部会長等に正式に文書依頼をします。

農業委員・推進委員の推薦・募集となっておりまして、法令で定められておりますから、概ね１カ月、24日以上。農業委員は認定農業者が過半となっておりまして、農業委員と推進委員の両方の候補者になれるよう推薦・募集をいたします。そして、横の矢印なんですけれども、４月末までということで、農業委員・推進委員の候補者を決定していただきます。この決定機関というのが、農業委員等候補者評価委員会・仮称ということで、農業委員さんは13人以上が認定農業者になるよう農業委員・推進委員の候補者を決定していただきます。最後の矢印ですけれども、６月、７月

20日ということで、６月定例市議会で選任同意をしていただきまして、７月20日農業委員の任命、推進委員の委嘱ということで、６月の定例市議会で農業委員さんは、市議会の同意を得て市長が任命するということになっておりますので、市議会の同意をいただくという運びです。７月20日には臨時総会を開催して、市長が農業委員さんを任命します。任命直後の臨時総会で、役員さんを互選するとともに推進委員を委嘱するという手続きの流れでございます。

以上が議案の第１号でございますですけれども、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

議　　長　以上で議案第１号の説明は終わりましたが、議案第１号について、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いします。

平賀委員　議長―10番。

議　　長　10番―平賀委員。

平賀委員　農業委員・推進委員の関係なんですが、前提となるのが、許可件数・農地面積ということですが、一方で法の方では、資料４の２ページになりますが、農業委員の定数は、農業者の数、農地面積等を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるということになっております。農業者の数と農地面積は必須要件になっております。

高松市もそれを受けて、農業者の数と農地面積を入れて、定数を21人と決めたと思うんですが、地区割りを考える時に、農業者の数で定数配分をするべきではないか。ここにある農業委員、推進委員の地区割り、定数配分について、面積と農業者数は必須要件と考えるべきで、許可件数についてはプラスの基準選定だろうということで法の流れではそうなるんですが、なぜ農業者数を排除したのかの理由が分からないということが質問です。

川西事務局長　平賀委員さんの法の建てりは、資料４、１ページの真ん中下の所ですけれども、農業委員さん・推進委員さんの業務、農業委員さんの方は、農地の権利移動や農地転用の許可、必ず推進委員の意見を聴いて、農地利用の最適化の推進に関する指針の作成など、かっこ書きで、現場活動も可能。基本的には、農業委員さんは、現場に行かないというのが、農林水産省の考え方です。隣ですけれども、推進委員は、かっこ書きで現場活動が業務。担当区域で㋐・㋑・㋒に係る現場活動を実施。推進委員として農業委員に対し意見を述べることなど。こういう建てりの中で分けて考えております。しかし、検討部会の中でも農地面積・農業者数、これも含めて案をお示しして、本市においては、農業委員さんも、もちろん現場活動をする。今までと何ら変わりはないということで、現場活動をしていただく。推進委員さんはもちろん、現場活動以外に地区部会での農地転用事案、これを審議していただく。農業委員さんと推進委員さんは、何ら変わる業務はない。一緒ということで、現場の転用事案・３条事案、その他色々ありますけれど、こういう事案について、推進委員さんも行っていただくという考え方をしました。ということで、現場

に行くには、基本の数字がどうなるかということで、農地法３条・４条・５条転用事案の件数、これを農地面積も含めて、加味したのが組織検討部会での考え方でした。法の建てりは分けて考える。農林水産省は分けて考えておりました。本市においては分けない。一緒の活動をしていただくということで配分定数が決定されました。

平賀委員　それは、農業委員と推進委員の分け方でしょ。今、おっしゃたのは。

川西事務局長　全体の考え方です。全体の農業委員さん・推進委員さん、配分していますよね。その考え方です。

平賀委員　その考え方、定数の設定の考え方。

川西事務局長　転用事案・３条事案、件数と面積、これで比例配分しました。農業者数は加味していないです。御指摘のとおりです。加味する事案も検討部会の中でありました。決定されたのが、農業者数は除けて、転用事案と面積で比例配分しました。

平賀委員　定数案が示しているのは、対許可件数と農地面積割合。高松市の案は、全国的に見ても、やっているんだったら文句言いませんよ。高松市が、他府県、他市町村と異なったことをしているのだったら、まずいんじゃあないかということ。それの説明がきちんとできるのかということ。

川西事務局長　実は、法令では、配分というのは、全く規定されていない。

平賀委員　だから、規定されていないから条例なり内規でやるんだけども。

川西事務局長　他市については、色々あります。農地面積だけで配分している所もある。

平賀委員　議会で承認されなければいけないんで、議会の委員さんの質問に対応することができるのか、回答責任があるから、回答するには、根拠がなければならない。根拠が内規ですよ。だけではことが済まないという話だと僕は思うんですよ。

川西事務局長　条例で定めるのが人数だけなんです。後は、農業委員会の考え方なんです。条例では案としての24人、55人しか定めません。農業委員さんは、法令では区域割りをしてはいけないということで、どこから出てくるかも分からない。一つの地区で24人出てくるかもしれない。これでは偏ります。ということで、地域割り、地区割りをしております。これは偏りを防ぐために、全国どこでもしています。推進委員さんは、55人と条例で定めます。ただし、所属区域は定めなければならないということで、農業委員会規程の中で、第１地区何人、第２地区何人と内規で定めます。議会に対する根拠というのは、高松市は農地転用事案が結構ございます。現場活動がもの凄く多いのに農業委員さんが少なくなります。

平賀委員　転用件数は分かる。だから、基準設定の上の、必須要件としての数と面積は最低限必須要件ですよ。定数設定・地域設定する上で、通常は必須要件なんです。面積は入れているけれど、農業者数を排除する正当な理由がなければ根拠にならないよと言っているんです。

川西事務局長　この表は従来から変わっていないんですけど、農林水産省も全く従来から変えておりません。ただし、逆なんです。公選制が廃止されているんです。公選制というのは、農業者数１票の格差がございますから、農業者数というのは、もの凄く重要です。公選制が廃止されていますので、農業者数を加味する方が立法趣旨からするとおかしくなってくるんです。

議　　長　色々、お考えのところがあると思いますが、第１地区から第７地区までの状況、農業者数・農家数・農地面積、３条・４条・５条の件数、今、事務局から説明がありましたとおり、その状況というのは、本市は狭いといえ、非常に異なりますので、バランスというのが大事でございますし、非常に委員会としても苦慮したところでございます。できるだけ平等に、法に照らしながら、それに対していかにバランス良く、隔たりはございますけれども、正直言って、何とかバランスを重要視しながら案を策定したわけでございまして、色々御意見はあると思います。平賀委員さんのおっしゃるように、法に照らした議会対策もあると思いますが、十分、事務局としても対応できるように、ひとつよろしくお願いいたします。他にございませんか。よろしゅうございますでしょうか。ただ今の御意見、十分尊重させていただきながら、今後、対応していきたいと思いますが、農業委員及び推進委員が地域で選出をしなければいけない。それに対して、事務局及び我々も各地区部会で御納得していただける説明を申しあげなければならないと考えているところでございまして、これからは各地区、水田部会と相談しながらやらなければなりませんので、その当たりをひとつ御承知しておいていただきたいと思います。そうしましたら、他に御意見もないようですので、お諮りいたします。

議案第１号は、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　ありがとうございます。御異議無しと認め、議案第１号は、原案のとおり承認されました。

次に、その他に移ります。事務局、何かございますか。

川西事務局長　先ほどいただいた貴重な御意見ありがとうございました。

事務連絡なんですけれども、地区部会の方で取りまとめをしていただいております11月14日月曜日　午後の１時30分から４時30分まで丸亀アイレックス、こちらの方で平成28年度の市町農業委員・最適化推進委員の研修会がございます。ひとつ御出席の方、よろしくお願いいたします。報告事項だけです。

議　　長　ただ今、事務局が申しあげました県下の農業委員会の研修会。ひとつよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事が終了しました。

それでは、閉会の御挨拶を能祖会長職務代理者にお願いいたします。

能祖会長職務代理者　本日は、終始、御熱心に御協議をいただき、厚くお礼を申しあげます。

本市農業委員会として、「農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等」が決定さ

れましたが、今後、各地区部会においては、地域ごとの農業委員・推進委員の合計定数配分を決定しなければなりません。委員皆様方におかれましては、御苦労をおかけしますが、よろしくお願い申しあげます。

さらには、平成 29 年 7 月 20 日の新体制への移行を円滑に進めるとともに、新たに必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地利用の最適化」の推進に向けて、その取組を一層強化していかなければなりません。

今後とも、私どもは、食料生産の基礎的資源であり、地域の貴重な資源である農地の確保と有効利用に万全を期すとともに、地域の農業者の声を農政に反映させるため、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。そのためには、農業委員一人一人が、農業者の代表としての自覚と責任を持って、市民・農業者からの信頼と期待に応えることが重要でありますので、よろしくお願い申しあげます。

最後に、本日の臨時総会が、実り多きものとなりましたことを、お礼申しあげまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

議　　長　以上をもちまして、平成28年度高松市農業委員会臨時総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりましての御審議等、お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

午前11時20分　閉会

会　　長

議事録署名委員

委　員

委　員